

平成30年第10回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年10月4日(木) 13時30分から14時21分

2. 開催場所 保健福祉センター香北2階

3. 出席委員 (18名)

会長	19番 原 心一
会長職務代理	3番 公文 久郎
委員	5番 森安 正
	1番 三谷 富重
	2番 大岸 高晴
	4番 三木 克司
	6番 水田 義郎
	7番 上島 陽子
	8番 岡田 修一
	9番 村田 正博
	11番 横山 寒男
	12番 西岡 久
	13番 堤 啓雄
	14番 西村 広幸
	15番 小松 和啓
	16番 門脇 節夫
	17番 山崎 彰
	18番 山崎 彰
	19番 小松 源一

4. 欠席委員 (1名)

10番 宗石 和彦

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号 非農地証明願いについて
第3号 農地法第18条第6項解約通知報告について
第4号 香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第5号 農業振興地域整備計画の変更について
第6号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 西本 恭久
事務次長 和田 小百合
農地主幹 公文 正志
農地主事 久保井 祥太
農地係長 松浦 誠

7. 会議の概要

議長 開会(13時29分)
それでは定刻が参りましたので、本日の会を進めて参りたいと思います。先の9月の18日の全員の農業委員さんの研修会には多数ご出席頂きまして有難うございました。
また、台風24号、あまり大きな被害も香美市ではなかったと思いますけれども、全国的にはですね、かなり大きな被害が出た台風であってですね、皆さん方も大変ご苦労されたと思いますが、これから先、まだまだ25号という台風の進路も心配ですが、今年は非常に台風が多いというふうなこと也有ってですね、昨年は10月の終わりにですね、けっこう大きい台風がきてですね、被害が出ましたが、まだまだこれから先も予測を許さないというふうな思いが有りますので、十分にご注意頂きたいと思います。また季節もですね、すっかり秋めいた季節になってきてですね、過ごしやすい季節になってくると思いますけれども、これから大変お忙しいなか、味覚の秋ということでいろいろ美味しい物

がたくさん出来ますし、また農作業についてもですね、香北、物部については、これからが稻刈りの真っ最中になろうということで大変お忙しいと思いますけれども、よろしくお願ひをしたいと思います。

それから香美市におきましては10月にですね、異動がありまして、農業委員会の関係をする職員の皆さん、今まで次長ということでお願ひをして西村さんには大変お世話になりましたけれども、今度転出をされまして企画財政課の方の班長ということで異動がありました。来年私達の3月にはですね、また委員さん、推進委員さんの交代が有るわけですのでもう少し、3月いっぱいまで居て頂いたらですね、非常に良かったかなというふうにも思いますけれども、これもまあ、致し方ないことであろうと思います。代わりにですね、生涯学習振興課文化班からですね、和田次長を迎えることになりまして今日の会から和田次長の下で会を進めていきたいと思います。大変お忙しいというか、皆さんのが初めてのことありますとなかなか戸惑いもあるかと思うけれども、南国市にも女性の課長もおいでまして、これから先交流していくなかにおいていろいろ話もしやすいと、いうふうなこともあります。ひとつ和田次長には今後ともよろしくお願ひしたいと思いますのでよろしくお願ひします。また、もうひとりですね、物部支所の市民生活班の伊井係長さんがですね、本日は見えていませんけど、転出になりますて、代わりにですね、松浦係長さんが中央公民館から物部の方の農業委員会の担当で転入されて今後ともよろしくお願ひをしたいと思います。

それでは本日の平成30年第10回の会を進めて参りたいと思いますので順次議案を進めていきますのでよろしくお願ひを致します。

それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願い致します。

ごめんなさい。本日の議事録の署名人の指名をさせて頂きます。上島委員と岡田委員にお願い致します。なお、欠席届けにつきましては宗石委員から欠席届けが出ておりますのでよろしくお願ひします。

議案書及び調査書の訂正が有りますので事務局よりお願ひ申します。

事務局 議案書と写真資料の追加があります。議案書は2ページ。農地法第5条の許可申請の番号が3の建築延面積が、1,163.00と入っておりますが、ちょっとこここの削除をお願い致します。次に写真資料を1枚、1-3。1枚ですね、追加の写真資料。この資料ですね、3条の写真資料の追加、1枚つけております。よろしいでしょうか。

議長 これは追加。

事務局 追加の資料です。
訂正については以上です。

議長 以上、資料の訂正等、それから写真資料の追加もありましたけれどもわかりましたかね。

進めていくうちにまた、説明があると思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

1番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町佐野字ヤマサキ181
7番1、地目は田、面積は254m²、譲受人の耕作面積は16,427.48m²、
譲渡理由は兼業による経営縮小、譲受理由は親族より受贈、権利の種類は所有

権移転贈与、資料は1です。

2番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]
[REDACTED]、申請地は土佐山田町大平字南芝田
149番1、地目は田、面積は1,251m²、譲受人の耕作面積は6,835.6
1m²、譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権
移転売買、資料は2で10a当り300,000円で総額375,300円です。

3番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]
[REDACTED]、申請地は土佐山田町植字ウエムラノニシ
1060番2、地目は山林、現況地目は田、面積は79m²、譲受人の耕作面積
は5,849m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種
類は所有権移転売買、資料は3で10a当り1,835,443円で総額145,
000円です。

4番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、
[REDACTED]、申請地は香北町有瀬字
タカアゼ41番2、地目は田、面積は52m²、譲受人の耕作面積は7,991.
61m²、譲渡理由はその他（贈与）、譲受理由はその他（受贈）、権利の種類は
所有権移転贈与、資料は4です。

5番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、
[REDACTED]、申請地は香北町美良布字西ヌノベ99番1、地目
は田、面積は99m²、譲受人の耕作面積は10,792m²、譲渡理由は相手方の
要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は5で1
0a当り2,020,202円で総額200,000円です。

6番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、
[REDACTED]、申請地は香北町美良布字本田2772番、地目
は田、面積は567m²、譲受人の耕作面積は2,877m²、譲渡理由は相手方の
要望、譲受理由は経営規模拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は6で1
0a当り1,992,946円で総額1,130,000円です。

7番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、
[REDACTED]、申請地は香北町美良布字コナカゾ867番2、
地目は田、面積は27m²、譲受人の耕作面積は9,544.76m²、譲渡理由は
相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料
は7で10a当り1,000,000円で総額27,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調
査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。

以上です。

すいません、補足説明を引き続き行います。先程追加資料で資料1-3です
けども1番の譲受人、[REDACTED]さんの3条の申請なんですが、この方南国市の
里改田に農地を所有していましたので、南国市の農業委員会の方に調査の依頼
したところ、この写真の資料のところがですね、一部草が生えている状況とい
うことでした。[REDACTED]さんに確認をしたところ、昨年の5月ににんにくを収穫し
た後、ちょっと休耕しており、今年の9月までに草刈りをして、10月に植え
付けをするということで當農計画が提出されております。現在、天候の影響が
あってですね、ちょっと9月末にはまだ草刈りが出来てないですが、天候回復
次第耕作するということで報告を受けております。ちなみに[REDACTED]さんは平成2
5年から平成28年に青年就農給付金事業を活用して現在は認定農業者として
農業者となっております。

すいません、あともう1件、6番ですけども、譲受人の耕作面積が香北町の
下限面積3反に今の経営面積は足りてませんが、今回の農地を所有する事でク
リアすることになります。また、譲受人は[REDACTED]さんの息子さんです。
住所は同じですが、世帯並びに経営体が別となっておりますので農業委員会等
に関する法律第31条の議事参与の制限には該当しませんので報告しておきま
す。

- 以上です。
- 議長 はい、補足説明まで終りまして、説明がありましたので議案第1号農地法第3条の許可申請につきまして、皆さん方より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。
- 委員(16番) はい。
- 議長 はい、どうぞ。門脇君。
- 委員(16番) 7番ですが、■さんの分がハウスの中の一角になってますが、これ、■になってると思うんですが、ここだけが、残ってって、そのハウスの分は■さんの分じゃおか。
- 議長 写真の中で三角に残っちゃうところを、その三角の部分を買うがよね、今度。
- 事務局 そうですね。
- 議長 その他の部分については誰の所有かっていうことよ。
- 事務局 ■さんの所有になります。
- 委員(16番) ほいたら、そこが残っちゃったというわけよね。
- 事務局 そうです。ここだけが残ってたということです。はい。
- 委員(16番) はい。
- 議長 他にありませんかね。他に質問もないようですが、採決に入つて構いませんか。
- ――異 疑 な し――
- 議長 それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、賛成されます方の举手をお願いします。
- ――全 員 举 手――
- 議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
- 事務局 続きまして議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号農地法第5条による許可申請について説明致します。
1番、譲渡人、■、■、■、譲受人、■
■、■、申請地は土佐山田町山田字久保屋敷1849へ、地目は畠、面積は1,758m²、転用目的は太陽光発電施設、太陽光パネル360枚、パソコン9台、権利の種類は所有権移転売買、区域区分はその他、開発行為は不要、資料は8、農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であつて、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためその他の農地（2種農地）であると判断されます。調査員は西村委員です。
2番、譲渡人、■、■、譲受人、■

[REDACTED]、[REDACTED] 外 1 名、申請地は土佐山田町佐野字アンノシバ 725 番 2、地目は田、面積は 269 m²、転用目的は木造 2 階建て 1 棟、権利の種類は使用貸借権設定、建築延面積は 73.04 m²、区域区分はその他、開発行為は必要、資料は 9、農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって 10 ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地であると判断されます。調査員は水田委員です。

3 番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]

[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町美良布字東清水 1266 番、地目は田、面積は 1,163 m²、転用目的は、駐車場 約 40 台、権利の種類は所有権移転売買、区域区分はその他、開発行為は不要、資料は 10、農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって概ね 300 m 以内に支所が存在することから 3 種農地であると判断されます。調査員は小松委員です。以上です。

議長 以上説明が有りましたが、補足説明を 1 番より、西村委員からお願ひをしたいと思います。

委員（14 番） 資料の 8 です。この土地は国道ぶちの同仁病院より、約南へ 300 m 位南の上井、中井、舟入の内の北の端にある上井川の南側でございます。ここは上井の土を上げた分の土砂をずっと昔から置いてるところで、畑にしてもちょっと作りにくい砂利ばかりの土地であります。三方、四方、南と北は山田堰の土地改良区の土地があって、左と右は民間の人が持つて、承諾の判子は貰ってるわけです。ちょっとといわく付きの土地、写真のナンバー 1 の左側のずっと細長い土地がありますけど。資料の 8-2 を見て貰つたら分かりますけど。左の端の 1 m 位の道は、これは赤線であります、右の黄色の実践と赤線の間に約 2 m 位の土をふてるところがありまして、それは写真の番号の 1、①がある右側が、昔、とっと底ですね、上井川からずっと水路が来てまして、堀切の水路が来てまして、その土砂を田役のときに上げるためにその 1 から細長いずっと西まであります、2 m くらいの土地が。昔は八王子、小島、原の田役組合が持つちょっとしたそうです。それを何か、お金の関係で山田堰の土地改良区に預けた時にもう名義を変えたわけですけど。山田堰も未だによう管理せんみたいにおいちゅうわけですけど。昔はまあ、三部落の土揚場だったので判子は山田堰も貰つてますので。異議はないと思います。格段、反対、まだ反対言つ何もありませんので、格別問題ないと思いますので、以上です。

議長 2 番、水田委員さん、すいません。

委員（6 番） 資料の 9-1 と 9-2 です。法律に基づいて建設を進めています。問題はないかと思います。周辺の方の判も貰っているというので確認しました。貰っています。大丈夫だと思います。

議長 3 番、小松委員さん。

委員（15 番） はい。場所は隣のセレネの豊中技研という会社の前です。国道とその間にセレネの駐車場がありまして、駐車場の上段で言いますか、山手の方になります。ここはもう、最初は稻を作つておりましたが、最近は草林で言いますか、年に数回、除草剤をかけたり、草刈りをしたり、管理しておりました。[REDACTED] ということで申し上げることはございません。

議長 はい、有難うございました。すいません、1 番のその写真がですね、8-1、右側、何かほら木が植わっちゅうみたいなんど。

委員（14番） これはね、所有者は2人おります。南の方は小夏と文旦、北の方も小夏と文旦やっています。

議長 同意を貰つちゅうっていうことですね。

委員（14番） ここは同意を貰つてます。

議長 わかりました。

委員（9番） 北は全部、斜面で上井までどんどん降りちゅう斜面でこの木が植わっちゅうわけです。

議長 了解です。ただ今より議案第2号の農地法第5条の許可申請についての質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんかね。

事務局 すいません、ちょっと、参考といいますか、転用についてはですね、1種、2種とかの立地基準をクリアすることと、一般基準ということで確実に転用を行えるかっていうことと、その周辺の農地に影響がないかということと、その権利関係で何か支障になることがないかとか、そういったとこをクリアする必要があります。1番の太陽光については先程西村委員の説明があった通り、周辺の農地の同意も取れてまして、その土地改良区の所有する土地の通行承諾書も取れています。あと資金証明についても提出がされております。2番の■さん■さんの案件は、どこも同意は得られてまして、この写真9-2のとこに水路がありますが、ここの排水の同意も得られております。あと資金証明も提出されております。

次に香北の■となる駐車場ですが、ここもですね、10-2資料の下側に土地利用計画図がありますが、右側に水路がありますが、ここの権利者の同意も得ております。周辺の農地の同意も得られております。あと予算もされておりますので問題ないと思います。以上、補足です。

議長 はい、有難うございました。県の常設委員会っていうのがありますて農地を3000m²以上の開発をする場合とか、1種農地に分家、農家住宅を建てる場合とかいうた時には全て県で審査がありますが、そのときには全て資金証明書、どれ位の金額を使って土地を購入するのにどれ位、そして造成費にどれ位、建設する建物についての金額、総額ですね、金額が出まして、それに対する預金残額の証明書だったり、そういうものが全部必要になってきます。香美市の場合もでね、それは、委員会の方に提出をされちゅうということですので、一応報告しておきます。

議案第2号につきましての質疑を行いますが、何かご質問はありませんかね。太陽光については今度の場合は農地を取得してですね、太陽光をやられるということですが、ちょっと問題になるかならんが知りませんが、こういう物を建てて建設をし、土地とこの太陽光設備を一括してですね、今度は販売するという、そういう業者さんも出ちゅうらしいです。そういうことになると、この土地をどういいますか、利用するのに、太陽光で利用して何年か経つてここに何かを建てるとか、いうふうなことも出てくる可能性があるわけですから。そこまで今の段階で農業委員会がどうこうと言うのわけにはいかんと思います。そういうことが無いように進めて頂きたいというふうに思ってますけれども、まあ、将来どういうふうになるかは予測はなかなかつかないということです。ちなみに香北町でも2箇所売りに出ています。

何かご質問有りませんか。格段無いようですので議案第2号について格段無ければ採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

-----異 疑 な し -----

議 長 それでは議案第2号農地法第5条の許可申請についての賛成されます方の举手をお願いします。

-----全員挙手-----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして、議案第3号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町戸板島字富ノ丸14番1、地目は田、面積は654m²、非農地化した理由は、昭和63年頃には、耕作不便により耕作放棄。その後、資材置場として利用し現在に至る。調査員は宮地推進委員で資料は11です。

2番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町岩積字藪後72番4、地目は田、面積は159m²、外2筆、計3筆で合計401m²、非農地化した理由は、昭和63年頃には建設会社の事務所が建っていた。現在は宅地の一部として利用している。調査員は宮地推進委員で資料は12です。

3番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED] 外1名、申請地は土佐山田町樺谷字木地ケナロ432番、地目は田、面積は2,436m²、非農地化した理由は、昭和40年頃ダム建設に伴い、過疎化により農地としての維持が困難になり、杉を植林し現在に至る。調査員は岡林推進委員で資料は13です。

以上です。

議 長 はい、以上説明がありましたが、ただ今より補足説明をお願いしたいと思います。1番、2番につきまして宮地委員さん、すみません、お願いします。

推進委員
(2番) 資料の11-1を見て頂いて、場所はですね、山田から香南市に行く、野市に行く、戸板島の橋のすぐ手前のところです。一応こここの道路ができる時にですね、土地を分断されまして、30年以上昔なんですが、その時に分割された土地になっております。それと次の2番の方なんんですけども、こちらの方、次のページの12-1を見て頂く、こここの宅地の中にこれも30年以上前に建築の事務所があったようなんですが、そこがですね、建築事務所を閉鎖してそこに自分とこの家を建てる。ただ名前がですね、住んでる方はこの、[REDACTED]さんのおじさんにあたる。その人が建築関係の仕事をしてまして、その方がお辞めになって、その時のあれがそのまま残ってる状態。30年以上経ってますし、別に近所に迷惑をかけるとかそういう話ではありませんので、別に問題はないと思います。

議 長 すみません、岡林委員さん。

推進委員
(9番) 資料は13-1を見て下さい。上の地図で上側が北側です。青いのがダムで、そこから東から西向いて車で5分位行ったところに、前にはらたいらが宣伝しよったすっぽんを飼いよったところがあるんですが、そこから50m位上がったところが現場です。その下には緑ばっかりあるけど、これは全部林地になって周囲は国有林もあるっていう状態です。それから資料13-2は植林になっている現場です。50年生ばあの、もうちょっと足しちゅうような木ばっかりがちょっと植わっております。

以上です。

議長 はい、補足説明も終りましたので、議案第3号の非農地証明願いについての質疑を行いたいと思いますが、何かご質問有りませんかね。格段有りませんかね。無いようすで非農地願いの12-1、下の写真ですが、黄色い線で開ってあるところがですね、その線の地区については、それから左の地区、ずっと戸板島の構造改善の基盤整理がされた土地ですけれども、ここは外されるとというふうなことですね、たぶん、この建物が建つておって、先程宮地さんの方からお話を有りましたが、[REDACTED]さんいう人の旦那さんの弟さんが建設業をしていました。そういう関係でここでですね、事務所を建てて、今黄色いところが、事務所は壊れていますけど、その北側には自宅が建設されています。そういうことですが、この地図を見ますと、その当時、たぶん、この一画については構造改善から外してですね、宅地化するという予定の元に構造改善されちゅうと思いますので問題はないと思います。

議案第3号の非農地証明願いについての質疑を行いたいと思いますが、何かご質問有りませんかね。それともう1件、[REDACTED]さんの方の、同じ写真でけれども、この黄色の線、それから家が建つちゅうところが、役場の前からずっと戸板島の方へ抜けた新しい道ですが、それからその下の突き当たりのところに三角にこう交差点みたいなところがありますが、これの右側の道をまっすぐ上へ上がりますと、中部生コンと昔の永楽座通り、あの通りです。そのちょうどこう交わったところの一画ですね、もう背から[REDACTED]さんが建設業をしゆう時にですね、残土場そういうふうな形になっておりましてもう15年以上経つちゅうと思います。ただこの北側についてですね、今、どう言いますか、ちょっと右の方に重機が入つちゅうような黄色いような物が見えますけど、ここが1回残土場になってですね、それで農業委員会から注意をしまして、現在はここに果樹を植えてます。春に果樹を植えましたけれども、もう背丈くらいの草がいっぱいになってまして、また注意をしてですね、草を刈って貰わなかいかんような状況になつちゅうろうと思いませんで、またその辺についてもですね、注意していきたいと思いますので、見かけたらまた見ておいて下さい。

それでは何かご質問有りませんか。格段無いようすで、議案第3号非農地証明願いについて賛成の方の举手をお願いします。

-----全員挙手-----

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして議案第4号農地法第18条第6項の解約通知報告についてですね、説明をお願いします。

事務局 報告第4号農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。

1番、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借人、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町須江字東川原968番、地目は田、面積は2410m²、外1筆、計2筆で、合計4,304m²、成立日、解約日、引渡日ともに平成30年9月3日、解約理由は本人耕作のためです。

2番、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借人、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町字百石畠99番、地目は田、面積は839m²、外2筆、計3筆で、合計1,614m²、成立日、解約日は平成30年9月4日、引渡日は平成30年9月30日、解約理由は売買のためです。

以上です。

議長 はい、以上、議案第4号につきまして説明が有りましたが、この件につきまして何かご質問は有りませんかね。

推進委員
(8番)
議長 すいません。

推進委員
(8番)
議長 はい、どうぞ。

推進委員
(8番)
議長 田村です。

推進委員
(8番)
議長 はい。

推進委員
(8番)
議長 [■■■]さんは確か9月の6日に、約1ヶ月位前に亡くなっていると思いますが、この場合どういうふうにしたらいいんでしょう。

推進委員
(8番)
議長 [■■■]さんが亡くなっちゃうが。

推進委員
(8番)
議長 [■■■]さんが、確かに9月6日が、1月ほど前に死亡していると思います。本人耕作になってしまい、その辺がよくわかりませんが、一応知識として報告をしておきます。

推進委員
(8番)
議長 すいません、ちょっと報告します。

事務局 30年9月3日に解約は成立しております。6日に亡くなられてるということで6日以降はですね、他の人に解約されているので相続人の管理ということになります。

推進委員
(8番)
事務局 それでよろしいです。

事務局 はい、これは報告ですのでその時点で成立ということでお願いします。

議長 説明があったようにですね、その時点についてはまだ生存しちゃったということですので、その人の契約でありますので、有効ということにならうかと思います。

議長 何か他に。格段無いようですので、この件につきましては報告案件ですので、報告のみとさせて頂きます。

議長 続きまして議案第5号農地法第5条の規定による届出であります、説明をお願い致します。

事務局 報告第5号農地法第5条届出報告について説明致します。
1番、譲渡人、[■■■]、[■■■]、譲受人、[■■■]
[■■■]、[■■■]、申請地は土佐山田町秦山町1丁目89番4、地目は田、面積は157m²、転用目的は木造スレート葺き2階建て住宅1棟、権利の種類は所有権移転売買、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は14で調査員は事務局公文です。

議長 以上です。

議長 以上、説明が有りましたが、報告第5号ですが、ただ今より、質疑を行いたいと思います。ご質問何か有りませんか。

議長 市街化区域内へ農地として残っておったものに普通の家を建てられたということありますので、格段問題はないかと思います。また報告案件ですのでこの件につきましても報告のみとさせて頂きたいと思いますが、ご異議ございませんか。

-----異議なし-----

議長 はい、それでは続きまして議案第6号香美市農用地利用集積計画についての質問であります、この説明をお願い致します。

事務局 質問第6号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明します。

議案書6ページについては、高知県農業公社による中間管理権による貸借事業となります。資料は、15から17です。申請地は香北町吉野と根須の農地で、3件とも[]が、これまで利用権設定したものと、今回、高知県農業公社を通じた貸し借りに変更するものになってます。権利区分は賃借権で、期間は10年です。

次に、議案書7ページからは通常の貸し借りの設定の案件となります。

1番は、新規設定で、申請地は土佐山田町本村の農地で、前回まで父親が借り受けていた農地を引き続き今回息子が借りて水稲を栽培します。使用貸借権で、期間は10年です。

2番は、新規設定で、申請地は土佐山田町影山で、同じ地区の方が水稲、オクラを栽培します。権利区分は賃借権で、期間は5年です。

3番は、再設定で、申請地は土佐山田町本村で、高知市の方が引き続き水稲を栽培します。使用貸借権で、期間は1年です。

4番は、新規設定で、申請地は土佐山田町山田の農地で、土佐山田町東本町の認定農業者の方がニラを栽培します。使用貸借権で、期間は5年です。

5番は、新規設定で、申請地は香北町蓮生野で、香北町美良布の方が野菜を栽培します。賃借権で、期間は3年です。

6番は、再設定で、申請地は香北町美良布の農地で、香北町下野尻の方が引き続き水稲を栽培します。賃借権で、期間は5年です。

以上です。

議長 以上説明が終わりましたので、ただ今より、質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんかね。

議長 6ページの農業公社が今度借りるがですよね。それをまたそのまんま[]さんが農業公社から借りられますか。

事務局 その通りです。

議長 他に何かご質問は有りませんかね。格段無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

――異疑なし――

議長 それではすいません。議案第6号香美市農用地利用集積計画の質問でありますが、原案通り賛成の方の举手をお願いします。

――全員举手――

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

それでは引き続きましてその他の件ということになってますが、その他の件につきましてはですね、農用地利用最適化推進委員の意見交換会の方ですね、行いたいと思いますので、ここで5分程休憩します。

閉会（14時21分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

原 小一 

署

名 人

田中俊一 

署

名 人

上島 陽子 